重　　要
必ず御覧ください

御農第 1828 号
令和８年１月８日

地権者（関係者）　各位

御船町長　藤木　正幸
（公印省略）

地籍調査による地籍図及び地籍簿の閲覧について（通知）

平素より地籍調査事業につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年度に一筆地調査を実施しました貴殿が所有（もしくは相続関係者等）されている土地について、地籍図及び地籍簿を作成しました。つきましては、下記の日程で閲覧を実施しますので、地籍図及び地籍簿の確認をお願いします。

なお、**閲覧の結果、誤り等があると認められる場合「訂正」の申し出をすることができます。閲覧期間終了後に準備ができ次第、法務局へ送付し登記されます。**

閲覧をされない場合は誤り等がないものとして取扱います。その後の境界紛争や修正登記などは御自身で解決していただきますので必ず閲覧し充分に御確認ください。

閲覧期間終了後の修正は原則できませんので御注意ください。

記

1　閲覧期間　令和８年１月２０日（火）～令和８年２月９日（月）までの 20 日間
【期間中の土、日、祝日は除く。ただし、２月１日（日）は閲覧可能**】**（裏面参照）

2　閲覧時間　午前 9 時～午後 3 時
※正午～午後１時は昼休憩の為、対応出来ませんので御了承ください。

3　閲覧場所　御船町役場第二分庁舎（旧恐竜博物館）（裏面参照）
住所　〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船 995-3

4　そ の 他　**・必ず印　鑑を御持参してください（認印可）**
・御本人が出席できない場合は、同封しています「委任状」に必要事項を記入のうえ、代理人の方が持参されるか、返信用封筒（切手不要）にて役場への提出をお願いします。
同居人及び親族の方が代理で閲覧される場合も委任状が必要です。
※一筆地調査の際、閲覧までの委任状を提出された方には、代理人の方にこの通知をお送りしています。
・閲覧可能日を含む土、日、祝日に関しては、電話応対ができません。

連絡および問合せ先
御船町農業振興課　地籍調査係
ＴＥＬ：０９６－２８２－１６０７
ＦＡＸ：０９６－２８２－２８０３

裏面あり

閲 覧 日 程 表

令和8年
2026年

1 月

日	月	火	水	木	金	土
				1 元日	2	3
				役場閉庁	役場閉庁	役場閉庁
4	5	6	7	8	9	10
役場閉庁						
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
		閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	
25	26	27	28	29	30	31
	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	

令和8年
2026年

2 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時	
8	9	10	11	12	13	14
	閲 覧 実 施 午前9時～ 午後3時					
15						
22						

- 閲覧期間：令和８年１月 20 日（火）～令和８年２月９日（月）までの 20 日間
  【期間中の土、日、祝日は除く。ただし、２月１日（日）は閲覧可能】
- 閲覧時間：午前９時～午後３時
  ※正午～午後１時は昼休憩の為、対応出来ません。御了承ください。
- 閲覧場所：御船町役場第二分庁舎（旧恐竜博物館）※赤丸箇所
- 必ず印　鑑を御持参してください（認印可）

閲覧場所

地籍調査Q＆A

～地籍調査閲覧でよくある質問にお答えします～

Q1：閲覧に行かないとどうなりますか？

A1：閲覧をされない場合は誤り等がないものとして取扱います。その後の境界紛争や修正登記などは御自身で解決していただかなければなりませんので必ず閲覧し充分に御確認ください。

閲覧期間終了後の修正は原則できませんので御注意ください。

Q2：なぜ通知が届いたのかわかりません！

A2：今回の通知は土地所有者（登記名義人）関係者、委任を受けられた方、地籍調査代表者届を提出された方に送付しています。土地所有者がお亡くなりになられている場合は、その方の戸籍等から子孫の方に法定相続人として通知しています。登記名義人が江戸時代に生まれた方などもいるため、ひ孫や玄孫などに送付している場合があります。

Q3：閲覧とは何ですか？

A3：一筆地調査（現地立会い）と地籍測量の結果をまとめ作成された地籍図と地籍簿を作成し、皆様に確認していただく事です。万が一、調査の結果に誤り等があった場合には、申し出ることができ、必要に応じて修正が行われます。ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

Q4：閲覧を委任できる代理人がいない場合はどうすればいいですか？

A4：御船町では、地籍調査を円滑に行うため、地域精通者などの方を**「地籍調査推進委員」**に任命しております。そのため、その方々（地籍調査推進委員）に代理人として立会い、閲覧を委任することができます。御希望の場合は、同封の委任状に必要事項を御記入のうえ、御提出ください。書き方などは、**「委任状記入例」**を御参照のうえ、記入不備に御注意ください。

Q5：隣接土地の所有者（関係者）の立会いがない場合や境界が決まらない場合どうなりますか？

A5：土地の境界が決まらないので**「筆界未定」**となります。

筆界未定となると図面に隣接土地との境界が入らず、登記簿には『国調筆界未定』と記載されます。 筆界未定になると、隣接する土地も筆界未定となるため、その所有者に**迷惑**がかかります。また、将来、土地の登記等において不利益になることがあります。**事業終了後の土地の境界確認等は、土地所有者（関係者）で行うことになり、測量等の費用も個人負担となります。**

Q6：地籍調査で打った境界杭等が抜けた（無くなった）場合、復元してもらえますか？

A6：原則として町は杭の復元はいたしません。

町で図面や杭の座標を交付（有料）しますので、個人負担で測量士等に依頼して復元することとなります。

なお、今回の閲覧地区の図面交付は令和8年4月からを予定しております。

Q7：先祖の土地なのですが、立ち合いした者が相続しなければならないのですか？

A7：どなたが相続するかは、相続人の方で決める必要があります。

なお、令和６年４月１日より相続登記が義務化されましたので、お早めの登記をお願いいたします。

Q8：地籍調査の測量結果と地籍調査前の登記簿に記載されている面積は違いがでますか？

A8：地籍調査前の登記簿に記載されている面積は、明治時代に調査されたものが多く、精度の低い測量方法により算出されていることから、正確ではありません。**地籍調査により、現在の技術で再測量することから、面積は調査前後で違ってきます。**

Q9：立会いの際に土地が道路や河川の中にあったのですがどういう扱いになりますか？

A9：道水路等の長狭物の敷地内にある土地については現地での特定が困難なため、現地確認不能地として調査されます。登記簿上には、その表題部の欄外に「国調現地確認不能地」の注意書きがされるのみで、地籍図上には、表示がされなくなります。

上記以外に御質問等ございましたら、問合せ先へ御連絡ください。

問合せ先
御船町役場　農業振興課　地籍調査係
TEL：096－282－1607

地籍調査に係る委任状

※書き方が不明な場合は同封の記入例を御参照ください。記入不備がないようにお気を付けください。

1 代理人（委任される人（閲覧等に代理人として出席される方））

①　〒　　―

住　所

②ふりがな

氏　名

③

電話番号

④　選択肢にチェック→　□配偶者　□親　□子（　　）　□知人　□地籍調査推進委員

委任をする人と代理人との関係　□社員　□隣人　□その他（　　）

上記の者を代理人と定め、国土調査法に基づき「御船町」が実施する地籍調査事業に関する下記の権限（内容）を委任する。

記

委　任　項　目

2 委任する地番　１又は２にチェック☑してください。

□1.今調査区に関する土地全部について（こちらを選択した場合は下表への記入不要）

□2.今調査区に関する土地の一部について（下表に地番を記入してください）※6 筆以降は裏面

土　地　の　所　在	地　番
①大字辺田見　字	
②大字辺田見　字	
③大字辺田見　字	
④大字辺田見　字	
⑤大字辺田見　字	

3 委任する内容

□地籍調査に関する一切の件（閲覧を含む）

4 記入日　令和　　年　　月　　日

5 委任をする人（土地所有者・相続人・共有者）　※自署してください。

※法人名義の場合は会社印の押印をお願いします。

〒　　―

①住　所

ふりがな

②氏　名

③電話番号　　④生年月日

※相続人・共有者の場合は代理人を代表者と読み替える場合があります。

・**裏面あり**（委任する地番が **6 筆以上ある方**のみ）

・委任する地番（6筆以上ある場合）

土　地　の　所　在	地　番
⑥大字辺田見　字	
⑦大字辺田見　字	
⑧大字辺田見　字	
⑨大字辺田見　字	
⑩大字辺田見　字	
⑪大字辺田見　字	
⑫大字辺田見　字	
⑬大字辺田見　字	
⑭大字辺田見　字	
⑮大字辺田見　字	
⑯大字辺田見　字	
⑰大字辺田見　字	
⑱大字辺田見　字	
⑲大字辺田見　字	
⑳大字辺田見　字	

・備　考

※委任する全ての地番を記入してください。
※記入漏れがないか確認のうえ、返信用封筒（切手不要）にて送付してください。

記入例

地籍調査に係る委任状（記入例）

※書き方が不明な場合は同封の記入例を御参照ください。記入不備がないようにお気を付けください。

記入不備がある場合は、委任が成立しないため、この記入例をよく御覧のうえ、必要事項を必ず御記入ください。

1 代理人（委任される人（閲覧等に代理

地籍調査推進委員については、地域精通者等の方々を町が委嘱しています。
委任される方がいない場合は「地籍調査推進委員」に委任することも可能です。その場合は✓して下さい。地籍調査推進委員に委任した場合は「①住所・②氏名・③電話番号」は記入不要です。

①　〒123―4567

住　所　（例）熊本県上益城郡御船町大字

②ふりがな

氏　名　（例）辺田見　委佐男

③

電話番号　（例）090-1234-5678

④　選択肢にチェック→　☐配偶者　☐親　☑子（長男）　☐知人　☑地籍調査推進委員

委任をする人と代理人との関係　☐社員　☐隣人　☐

上記の者を代理人と定め、国土調査法に基づき「御

の権限（内容）を委任する。

記

委　任

1.または 2.を選択してください。
1.を選択した場合地番の記入は不要です。
記入されるのは「住所」ではありません！
2.が 6 筆以上ある場合は裏面にご記入下さい。
委任する土地の A.字名　B.地番を記入

2 委任する地番　1 又は 2 にチェック☑してください。

☐1.今調査区に関する土地全部について（こちらを選択した場合は下表への記入不要）

☐2.今調査区に関する土地の一部について（下表に地番を記入してください）※6 筆以降は裏面

土　地　の　所　在	地　番
①大字辺田見　字 A	B
②大字辺田見　字 A	B
③大字辺田見　字 A	B
④大字辺田見　字 A	B
⑤大字辺田見　字 A	B

3 委任する内容

☑①地籍調査に関する一切の件（閲覧を含む）

4 記入日　令和　　年　　月　　日

5 委任をする人（土地所有者・相続人・共有

※法人名義の場合は会社印の押印をお願いします。

・必ず委任者ご本人が自署して下さい。
・郵便番号・住所・氏名・電話番号・生年月日すべてご記入ください。
・ご家族(配偶者・同居人含む)が立会いする場合でも委任状が必要です。
・法人の場合は、社印を押印してください。

〒123―9999

①住　所　（例）東京都千代田区甲 1000 番地

ふりがな

②氏　名　（例）地籍　三八　（委任する人）

③電話番号　（例）096-282-1607　④生年月日　（例）S38/7/5

※相続人・共有者の場合は代理人を代表者と読み替える場合があります。

・裏面あり（委任する地番が 6 筆以上ある方のみ）